

退職時の共済手続きのご案内

退職が決まりましたら、余裕をもってお手続きをお願いします。

項目	必要な手続き	内容及び手続き方法等	手続き窓口
1	短期（医療） (1) 再就職しない方 (2) 再就職する方	<p>在職中に交付された「資格確認書」等をお持ちの方は、市ヶ谷センターへ返納していただきます。 ※高額療養費等の支給に該当する場合は、市ヶ谷センターから別途ご連絡いたします。</p> <p>次のア～ウのいずれかを選択してください。</p> <p>ア 任意継続組合員 1年以上組合員であった方は退職の日から20日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を電子申請にて（電子申請できない場合は書面により）提出し、通知された掛金を市ヶ谷センターへお振込みください。 医療負担割合 本人・家族3割 ※任意継続組合員に関して詳しくは、こちらをご確認ください。</p> <p>イ 国民健康保険 前年の所得に基づき保険料が算定されます。 医療負担割合 本人・家族3割</p> <p>ウ 被扶養者となるご家族の勤務先でご相談ください。</p> <p>健康保険 再就職先で健康保険に新規加入することになります。</p>	市ヶ谷センター短期資格係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 （受付時間：平日9：00～17：00）
2	長期（年金） (1) 退職届について (2) 退職後の年金の加入について	<p>(1) 退職日までに、「退職届」を電子申請にて提出してください。 ・ただし、老齢厚生年金の受給権のある方は、「退職届（老厚年・退共年年金受給権者用）」を提出してください。 ・退職日の翌日から国家公務員又は地方公務員に就職される方は、別途手続きがありますのでコンタクトセンターまでご連絡ください。</p> <p>(2) 次のいずれかになります。</p> <p>ア 資格喪失日（退職日の翌日）の月末までに就職される場合は、再就職先で厚生年金に加入することになります。</p> <p>イ 資格消失日（退職日の翌日）の月末までに再就職しない60歳未満の方は、国民年金第1号に加入することになります。退職後14日以内に市町村の国民年金課で加入手続きをしてください。60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、被扶養配偶者も国民年金第1号に加入することになります。</p> <p>ウ 配偶者が厚生年金加入者の場合でその被扶養者となる場合は、配偶者の勤務先で手続きをすることにより、国民年金第3号に加入することができます。（厚生年金加入配偶者が65歳未満かつご自身が60歳未満の場合に限る。）</p> <p>書面による手続きを希望する方や、電子申請に関するお問い合わせは、コンタクトセンターまでご連絡ください。 詳しくは、「退職時の年金手続き」をご覧ください。</p>	市ヶ谷センター年金係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 （受付時間：平日9：00～17：00）
3	貸付 財形貸付	<p>退職時まで一括返納していただきます。 なお、退職金からの源泉控除による一括返済も可能です。</p> <p>退職金及び臨時での弁済を希望する日の1か月前（厳守）までに、コンタクトセンターに連絡をお願いします。</p>	市ヶ谷センター貸付係 コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 （受付時間：平日9：00～17：00）

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
4	ベネフィット・ステーション会員証	<p>防衛省共済組合が実施する「福利厚生アウトソーシング」は、各種検診、宿泊施設の助成やレジャー施設、ライフサポートの割引利用など様々なサービスを受けることができます。</p> <p>ア 任意継続組合員である期間 任意継続組合員である期間は、在職中に配布された「ベネフィット・ステーション会員証」で現職組合員と同様のサービスが利用できます。任意継続組合員でなくなるときは、当会員証を各自で裁断するなどして確実に破棄してください。</p> <p>イ 任意継続組合員でないとき ご希望される方には、ベネフィット・ワンが提供する「ナープクラブ」の福利厚生サービスをご案内いたします。サービス内容と申込み方法、入会金、年会費についてはお問い合わせください。</p>	<p>ベネフィット・ワン カスタマーセンター TEL 0800-1705-125 (受付時間：平日10：00～21：00 土・日・祝日10：00～18：00 (12/29～1/3除く))</p>
5	OBカード	<p>組合直営施設（ホテルグランドヒル市ヶ谷・狛江スポーツセンター）、共済組合が協定している施設を退職後も組合員に準じた取扱いで利用できます。対象者は、定年退職及び早期退職者募集制度に基づき退職する組合員、25年以上勤務して退職する組合員、障害年金を受給する組合員等です。「OBカード交付申込書」を窓口に提出してください。</p>	支部保健係窓口
6	共済組合貯金	<p>共済組合の普通、定額積立、定期貯金は退職日までに支部窓口で解約してください。</p> <p>定年・早期退職を理由とする一年未満の定額積立及び定期貯金の解約は、人事発令の写し又は所属部課長等が退職を証明した書面を提出することにより、有利な利率で日割り計算されます。</p> <p>ただし、退職の日を含む30日前からの解約に限ります。</p> <p>任意継続組合員となった場合、退職前に預入している定期貯金は、任意継続組合員期間中に限り満期日まで継続することができます。 ※「令和7年10月1日」から定期貯金の預入限度額が「300万円」から「500万円」へ引き上げられました。</p>	支部貯金係窓口
7	物資売掛金	<p>退職時まで一括返済していただきます。</p> <p>なお、返済方法は支部窓口で一括返済もしくは退職金からの控除による一括返済も可能です。</p>	支部物資係窓口
8	生命保険等	<p>(1) 団体生命保険 速やかに共済組合支部の常駐職員（日本生命・明治安田生命）にお問い合わせをしてください。継続の有無に関わらず、「脱退届」をご提出ください。 退職した年度に限り、保険料を一括して納めることにより残余期間（直近の4月17日まで）継続できます。</p> <p>(2) 一時払退職後終身保険 詳しくは、共済組合支部の常駐職員（日本生命・明治安田生命）にお問い合わせください。</p> <p>(3) 団体年金保険 団体年金にご加入中のご退職の方は、共済組合支部の常駐職員（日本生命・明治安田生命）までお問合せください。</p> <p>(4) 団体医療保険 速やかに共済組合支部の常駐職員（日本生命）にお問い合わせをしてください。継続の有無に関わらず、「脱退届」をご提出ください。 ①退職した年度に限り、保険料を一括して納めることにより残余期間（直近の10月17日まで）継続できます。 ②退職日まで継続して「団体医療保険」に加入している組合員本人及び配偶者は、退職後は「退職後医療保険」（平成15年10月1日発足）に加入する事が出来ます。 ③「退職後医療保険」は、病気に加えケガも保障されます。</p>	<p>支部団体保険窓口</p> <p>支部団体保険窓口</p> <p>支部団体保険窓口</p> <p>支部団体保険窓口</p>

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
	(5) 団体傷害保険 (6) 団体取扱保険	速やかに共済組合支部の弘済企業（株）出張所に問い合わせをしてください。脱退手続きが必要ですので「変更届出書」をご提出ください。 継続制度として「退職後団体傷害保険」に加入することができます。 ご加入の保険会社にお問い合わせください。	支部団体保険窓口 ご加入の保険会社にお問い合わせください
9	防衛省職員生活協同組合 (1) 生命・医療共済 (2) 火災・災害共済 (3) 退職者生命・医療共済	速やかに共済組合支部の地域担当者（各基地等常駐職員等）にお問い合わせをしてください。継続の有無にかかわらず必ず「脱退届」をご提出ください。 最終掛金控除月の末日をもって共済契約は終了します。ただし、残余期間の掛金を退職時に一括して納めることにより当該年度末（直近の6月30日）まで継続できます。 退職時に成立している火災共済契約は、直近の6月30日まで有効です。 退職後も引き続き退職組合員として火災共済が利用できます。 継続利用を希望する方は、「脱退届」の退職後の利用希望調査欄に希望すると記入してください。 対象者 ① 10年以上勤務している方。 ② 退職時に継続して3事業年度以上火災共済又は生命共済のいずれかに加入している方。 退職後85歳まで保障の退職者生命・医療共済への加入を希望する方は、「脱退届」の退職組合員希望調査欄に希望すると記入するとともに、「長期生命共済契約確定届及び保障（据置）開始申込書」をご提出ください。 対象者は退職時満50歳以降（保障は満54歳から）に火災共済又は生命共済に加入している組合員及びその配偶者です。 掛金（保障必要原資額）は、後日防衛省生協事務局から通知後一括納入となります。	支部団体保険窓口